

指定居宅介護支援事業所長浜ひまわり 利用料金

令和1年10月1日現在

利用料金

1 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません

1-1居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ	要介護1・2	10,570円
	要介護3・4・5	13,730円
居宅介護支援費Ⅱ	要介護1・2	5,290円
	要介護3・4・5	6,860円
居宅介護支援費Ⅲ	要介護1・2	3,170円
	要介護3・4・5	4,110円

1-2その他諸加算

初回加算		3,000円	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更を受けた場合
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2,000円	入院時に病院等と利用者に関する情報提供を行った場合 ※入院してから3日以内に、必要な情報を提供している事
	(Ⅱ)	1,000円	入院時に病院等と利用者に関する情報提供を行った場合 ※4日以上7日以内に、情報提供を行う場合
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	4,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること
	(Ⅰ)ロ	6,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること
	(Ⅱ)イ	6,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること
	(Ⅱ)ロ	7,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
	(Ⅲ)	9,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによるもの

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3, 0 0 0 円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者に係る必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3, 0 0 0 円	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者に係る必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 0 0 0 円	利用者の病状が急変した場合等、病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4, 0 0 0 円	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者提供した場合

サービス利用方法

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。